

対象期間 平成29年4月1日～令和2年3月31日

専門部会 第49回(平成29年7月11日開催)～第57回(令和2年9月1日開催)

区分	専門部会	四半期又は半期ごとの主な意見
ゆりかごの 使われ方	第57回 No.42	ゆりかごの扉の中に入れなくても良いという使われ方が広がってしまうことを懸念している。遺棄と思われるような危険な預け入れは、子どもの権利や福祉について問題がある。
	第57回 No.42	ゆりかごは、適切に扉の中に預け入れられるため安全であると認識されてきた。しかし、ゆりかごの扉の中に入れられない預け入れは、保護責任者遺棄とも評価される危険な状態であり、そのことを社会全体が認識することが重要であるため、しっかり社会に伝えていく必要がある。
	第57回 No.42	慈恵病院の「こうのとりのゆりかご運用マニュアル」は、慈恵病院内であるがゆりかご以外の場所に子どもが置かれることを想定していない。今回の事例を踏まえ、万が一、ゆりかごの扉の中に入れられない方法で子どもが置かれた場合の子どもの捜索方法、院内の連絡体制等についてマニュアルに明記いただきたい。
相談・支援	第50回 No.36	例えば電話相談者が精神疾患を持っているなどの特殊な背景がある場合であっても、慈恵病院の電話相談で対応されているが、本来であれば相談者居住地の支援機関を利用することにより支援に繋がるものであり、電話相談において支援機関の情報をいかに伝えていけるのが課題である。
	第50回 No.36	預け入れ件数が単年度で見ると過去最少だが、慈恵病院の相談そのものが増えている、あるいは、様々な情報や支援の形が広がったことで、預け入れに繋がるような悩みが解消されているのではないか。
	第51回 No.37	病院が保護者に接触できた事例について、病院が一生懸命対応されていることは理解する。今後、できるだけ接触回数が増えるような努力を希望する。保護者との接触の必要性について、事例を通じ、あらためて病院に知ってもらう必要があると考える。
	第52回 No.38	慈恵病院のSOS相談件数増加の要因は、インターネット等で「妊娠相談」と検索すると、検索結果のトップに病院のSOS相談が上位になるよう病院が工夫したことにより、潜在的な相談をうまく拾い上げることができていることの現れである。
	第54回 No.40	相談件数の減少が顕著だが、昨年度が特別に多かったのか、相談件数が減る傾向にあるのか。慈恵病院では、全国にも相談窓口が出来ており、減る傾向にあると感じている。利用者数の減少も各相談機関の増加が影響している可能性が考えられる。
	第57回 No.42	ゆりかごを利用する方に複雑な事情があることは、これまでの検証からも認識している。そのことは、ゆりかごを利用する親へのケアが必要であることも意味している。
自宅出産 の危険性	第54回 No.40	ゆりかごへの預け入れのため、出産直後に自家用車で十数時間、狭い車内で揺られ移動してくる状況が与える母体への影響や危惧される状況はないか。出産後はエコノミー症候群を発症するリスクが通常より高く、長時間の移動は好ましくない。
	第55回 No.41	通常、生まれた子どもが早産や胎児発育不全等の時には、保育器管理または新生児集中治療室等で経過をみるのが一般的とされる状態であり、出生時の母児のリスクや、今後の子どもの育ちへの影響が心配される。

区分	専門部会	四半期又は半期ごとの主な意見
出自	第51回 No.37	子どもの出自を知る権利の保障については慈恵病院とは当時から平行線であるが、「新しい社会的養育ビジョン」の中でも謳われているところで重要。
	第55回 No.42	出生後の手続きにについて、預け入れ者の希望は理解するが、子どもの出自を知る権利等については出来るだけ保全しておくことが必要であるため、実親子関係を大事にししながら、子どもにとって何が大きかを考えて対応を行うべき。
	第55回 No.42	預け入れ時に得た情報については、子どもとその保護者をつなぐ貴重な情報である。子どもの命及び子どもの権利を守るうえで、慈恵病院は情報を提供し、その情報は保全される必要がある。
	第57回 No.42	預け入れ者に接触しないということは、親への必要なケアの機会をなくすことにつながる。慈恵病院は、預け入れ者に積極的に接触することが大事である。
児相間の 共通認識	第53回 No.39	ゆりかごに預け入れられた子で身元が判明し、熊本市の児童相談所から居住自治体の児童相談所へケースを移管する場合、特に家庭引き取りの判断にあたっては、事後フォローの体制構築を求める等、移管後の支援について移管先の児童相談所へ何らかし示唆した方がよいのでは。
	第53回 No.39	ゆりかごで把握した子どもの状況や情報が大切。このような情報が適切に移管先の児童相談所へ伝わるのが大事。
	第53回 No.39	ゆりかごへの預け入れでなければ「保護責任者遺棄」になる事案もある。要保護児童の中でも特に慎重な取り扱いが必要である点について全国的な合意が必要だと考える。
	第54回 No.40	ゆりかごがなかったら、明確に、児童相談所に相談していた事例があった。児童相談所も敷居を下げて早めに相談対応するとよいのではと考える。